

石川県公報

令和6年5月17日

第13707号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告	
○随意契約の相手方等	(税務課) 1	○公共測量実施公告	(監理課) 3
○歳入の徴収事務の委託	(経営支援課) 1	○特定調達契約に係る入札公告	(出納室) 3
○道路の占用を制限する区域の指定	(道路整備課) 2		
○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設	(河川課) 2		

告示

石川県告示第185号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合情報システム運用管理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通Japan株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮1番地5
- 随意契約に係る契約金額
39,072,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に該当するため

石川県告示第186号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県産業展示館に係る使用料の徴収事務	金沢市袋島町南193番地	一般財団法人石川県県民ふれあい公社	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

石川県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和6年5月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般県道	荒木田原町線	加賀市河南町ワ4番1地先から 加賀市熊坂町子65番1地先まで	大聖寺土木事務所 維持管理課
一般県道	若部千里浜インター線	羽咋市兵庫町午之部4番3地先から 羽咋市千里浜町夕之部1番26地先まで	羽咋土木事務所 維持管理課
主要地方道	珠洲穴水線	珠洲市宝達町鶴島六字28番1地先から 珠洲市宝達町南黒丸式八字3番1地先まで	珠洲土木事務所 維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年5月17日

石川県告示第188号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

1 河川の名称

二級河川新堀川水系新堀川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

左岸

下流 加賀市潮津町イ91番33地先

上流 加賀市片山津町ム6番1地先

延長 2,120メートル

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 加賀市長 宮元 陸

加賀市大聖寺南町ニ41番地

5 管理の内容

- 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和6年5月17日から道路の存続する日まで

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (用地測量)	令和6年3月18日から 令和7年1月31日まで	金沢市南森本町地内

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和6年5月17日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- 件名及び数量
石川県財務会計オンラインシステムサーバ機器等賃貸借 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 賃貸借期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
- 設置場所
別途指定する場所
- 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和6年石川県告示第124号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(5)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、別途交付する入札説明書に示す入札者に要求される義務の事項について証明する書類を令和6年6月13日(木)午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。)。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められる者に限り、入札参加対象者とする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県出納室総務システムグループ 電話番号 076-225-1556

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和6年5月17日(金)から5月31日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の受領期限

令和6年6月27日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。)

(5) 開札の日時及び場所

令和6年6月27日(木)午後2時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 1412会議室

(6) 競争入札参加資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

Ishikawa Prefectural financial accounting online system application software and hardware

(2) Period of lease

From March 1, 2025 through February 28, 2030

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 27 June, 2024

(5) Contact point for the notice

Treasury Office, Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

Tel 076-225-1556 Fax 076-225-1561

